

令和8年（フ）第266号

群馬県吾妻郡中之条町大字山田1760番地49
債務者 一場 秋子

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第18号

群馬県沼田市利根町大楊1075番地1
債務者 戸丸あすか

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和8年（フ）第166号

群馬県館林市松原一丁目6番8号
債務者 高橋真由美

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和8年（フ）第503号

堺市中区八田南之町277番地 社会医療法人
杏和会阪南病院、住民票上の住所堺市西区浜
寺元町2丁目172番地
債務者 田中 健則

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第581号

堺市美原区南余部291番地2
債務者 島村 篤寿

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第620号

堺市堺区北清水町1丁3番5号 ファミリー
ハイツ5-202号
債務者 森本 幸子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第682号

大阪府藤井寺市川北2丁目4番20-103号
債務者 村岡 美雪

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第694号

大阪府羽曳野市恵我之荘6丁目17番12号
債務者 西平 真希（旧姓竹本）

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第713号

大阪府富田林市津々山台一丁目14番9-303号
債務者 谷森菜央子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第729号

堺市西区草部1800番地6 11棟101号
債務者 中谷 真尋

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第742号

堺市堺区柏木町2丁目1番8-321号
債務者 ふとしやこと 西川 政幸

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第743号

大阪府富田林市清水町3番13-810号
債務者 近藤総一郎

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第751号

大阪府柏原市旭ヶ丘2丁目14番1-306号
国分旭ヶ丘住宅
債務者 藤本 泰徳

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第777号

堺市北区新金岡町4丁目4番5-107号
債務者 岩崎美和子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第792号

大阪府大阪狭山市西山台4丁目1番4-507号
債務者 小早川哲也

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第796号

堺市北区百舌鳥陵南町3丁目230番地 ユニ
ティ陵南204号
債務者 町田 健太

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第797号

堺市北区百舌鳥陵南町3丁目230番地 ユニ
ティ陵南204号
債務者 町田 朋子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係